

「#日本のへその緒」Instagram フォトコンテスト開催

あなたの大好きな西脇の人やモノ、風景などを写真に撮って、Instagramに投稿してみませんか。優秀作品の応募者には市の特産品などを贈呈します。また、絵はがきにして広報にしわき2月号と同時に配布します。

◆応募期間
10月1日(火)～11月24日(日)

◆賞
グランプリ 1人 **黒田庄和牛1万円分**
準グランプリ 2人 **播州織ストール**
佳作 3人 **へその街にしわき共通商品券2千円分**

◆テーマ
「#日本のへその緒」
ここは日本の中心・西脇市。このまちに関わる人々は、まるで「へその緒」のようなあたたかい絆でずっとつながっています。

◆応募資格
誰でも可（ただし、国内在住者に限る）

◆応募方法
①市公式アカウント(nishiwaki_city)をフォロー
②西脇市内で写真を撮影（過去のものでも可）
③ハッシュタグ「#日本のへその緒」を付けて写真を投稿

◆結果発表
受賞者のInstagramアカウントにメッセージをお送りするとともに、市ホームページで発表します。

◆注意事項
 ・未成年者の応募には保護者の同意が必要です。
 ・応募は、原則として本人が撮影した写真に限ります。
 ・応募作品が肖像権など第三者の権利を侵害した場合、市は一切の責任を負いません。
 ・応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、市は応募作品を市のPRなどのために活用することがあります。
 ・公序良俗に反するもの、宣伝または勧誘を意図するもの、第三者を中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの、その他テーマにふさわしくない表現が含まれているものは対象外とします。

◆問合せ 次世代創生課（市役所内線397）

西脇市国民健康保険運営協議会 委員募集

西脇市では国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、「西脇市国民健康保険運営協議会」を設置しています。国民健康保険に加入する皆さんから幅広いご意見をいただき、円滑に事業を進めるため、委員を募集します。

- ◆応募資格
- 20歳以上72歳未満（令和2年1月1日現在）で西脇市国民健康保険に加入されている方
 - 平日の午後に開催する2時間程度の会議に出席できる方（年2回程度）
 - 本市の他の審議会等の委員でない方
 - 本市の職員または市議会議員でない方
 - 保険医療制度に関心と熱意をお持ちの方

◆募集人数
4人（男性2人、女性2人）

◆任期
令和2年1月1日～令和4年12月31日

◆報酬額
1開催につき3,700円（3時間未満）

◆応募期間
10月1日（火）～23日（水）

◆応募方法
所定の応募用紙に必要事項を記入の上、郵送またはファックス、電子メール、持参のいずれかで下記へ提出してください。
 ※持参の場合は、土・日・祝日は除きます。
 ※応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。また、請求いただければ郵送します。

◆選考方法
応募用紙をもとに選考し、結果は応募者全員に通知します。

◆応募・問合せ
〒677-8511 西脇市郷瀬町605番地
西脇市くらし安心部保険医療課保険担当
(市役所内線253/☎22-1014)
☒kokuho@city.nishiwaki.lg.jp



水道料金・下水道使用料の改定
 10月から水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、給水分担金において、消費税率引き上げ相当分の改定を行います。なお、10月1日以前から継続使用されているお客さまには、経過措置があります。
 今後ともサービスの向上を図るとともに、効率的な事業運営と経費の節減に努めます。ご理解とご協力をお願いします。

水道料金・下水道使用料の改定

○水道料金（税込み） <2ヵ月分料金>

口径	13mm・20mm			
2ヵ月分の使用量	～20㎡	30㎡	40㎡	50㎡
改定前料金	3,996円	5,508円	7,020円	8,532円

改定後料金	4,070円	5,610円	7,150円	8,690円
-------	--------	--------	--------	--------

○下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料

種類	一般汚水			
2ヵ月分の使用量	～20㎡	30㎡	40㎡	50㎡
改定前料金	3,240円	5,184円	7,128円	9,072円

改定後料金	3,300円	5,280円	7,260円	9,240円
-------	--------	--------	--------	--------

【経過措置】
10月1日以前から継続使用されているお客さまは、下記の検針分から料金が変わります。

- ・偶数月検針の方
令和元年12月検針分～
- ・奇数月検針の方
令和2年1月検針分～

介護保険、区分支給限度基準額等の改定

○区分支給限度基準額

区分支給限度基準額	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
令和元年9月まで	50,030円	104,730円	166,920円	196,160円	269,310円	308,060円	360,650円

令和元年10月以降	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円
-----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

※区分支給限度基準額とは、介護保険から給付される1ヵ月当たりの上限額のことです。

○施設を利用した場合にかかる基準費用額

	食費	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
令和元年9月まで	1,380円	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)

令和元年10月以降	1,392円	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)
-----------	--------	--------	--------	--------------------	----------------

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は、かっこ内の金額になります。また、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、従来どおりの金額で変更はありません。

水道料金・下水道使用料 介護保険、区分支給限度基準額等
10月から料金を改定
 10月1日から消費税率が10%に引き上げられます。それに伴い、水道・下水道料金と介護保険料金を改定します。詳しくは市ホームページをご確認ください。各担当課へお問い合わせください。



▲水道・下水道 ▲介護保険

介護保険、区分支給限度基準額等の改定
 10月から介護報酬が改定されます。併せて、要介護度に応じた1ヵ月当たりの区分支給限度基準額と施設を利用した場合にかかる食費と居住費等の基準費用額が次のとおり変更になります。
 要介護（要支援）認定を受けている方の介護保険被保険者証には、要介護度に応じた区分支給限度基準額が記載されています。今回の改正による更新は行いません。被保険者証の交付年月日が令和元年9月30日以前のもので、令和元年10月以降のサービス利用分から、改正後の区分支給限度基準額に読み替えてご利用ください。

◆問合せ 長寿福祉課介護保険担当（市役所内線344）